

●地下水の採取規制について●

平成24年4月から地下水の採取規制を行います！

すでに対象規模の施設で地下水を採取している場合は、平成24年4月30日までに市へ届出を！

個人の飲料用井戸は対象外です。

本市は、諫早湾沿岸を中心に干拓が行われて来た歴史があり、軟弱地盤が多く、現在は沈静化しているものの地盤沈下が懸念されています。また、飲料水などの80%を地下水に依存しているなど、市民にとって地下水は大変重要な財産です。

今回、地盤沈下の未然防止と地下水の保全を図るため諫早市環境保全条例の一部を改正し、平成24年4月1日より地下水の採取規制を行うこととしました。

規制の内容

対象となる揚水機(ポンプ)を設置し地下水を採取しようとする場合は、市に必要な書類を提出し事前協議を行うこと。

ただし、平成24年3月31日以前に対象となるポンプで地下水を採取している場合は、平成24年4月30日までに市(環境政策課)へ届出(別記様式)をお願いします。

規制の対象・区域

●対象となる揚水機(ポンプ)

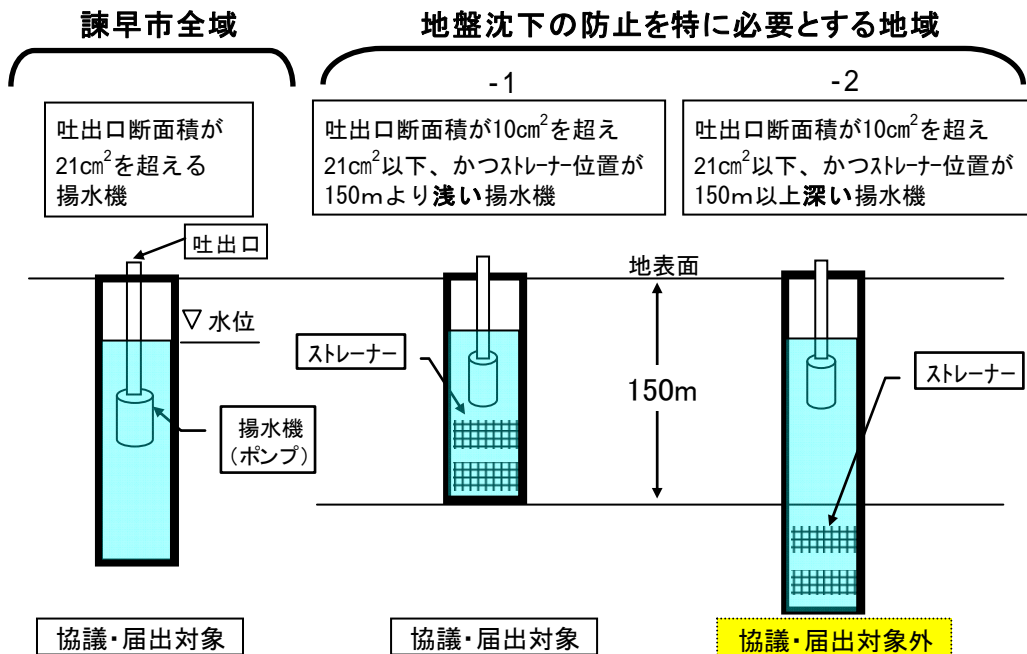
→ポンプ吐出口断面積が21cm²(口径51.7mm)を超える場合。

●規制区域→市内全域

ただし、地盤沈下の防止を特に必要とする地域(図1参照)については、ポンプ吐出口断面積10cm²(口径35.9mm)を超え、かつストレーナー(井戸への取水孔)の位置が地表面から150mより浅い場合も協議(届出)の対象となります。

	吐出断面積	吐出口径	ストレーナー位置 (地表面から)	区域	協議・届出	(参考) ポンプ規格口径
①	21cm ² 超	51.7mm超	制限なし	市内全域	対象	φ65以上
②-1	10cm ² 超～ 21cm ² 以下	35.9mm超～ 51.7mm以下	150mより 浅い	地盤沈下の防止を 特に必要とする地域	対象	φ40～φ50
②-2	10cm ² 超～ 21cm ² 以下	35.9mm超～ 51.7mm以下	150m以上 深い	地盤沈下の防止を 特に必要とする地域	対象外	φ40～φ50

※個人の飲料用井戸の場合は事前協議・届出対象外となります。



協議等申請様式

(様式第4号) [地下水採取事前協議書](#)

(様式第6号) [完成報告書](#)

平成24年3月31日以前に対象となるポンプで地下水を採取している場合

(別記様式) [地下水採取届出書](#)

- ・受付期間 平成24年4月1日から30日間
- ・提出先 諫早市環境政策課
届出書の記載事項及び添付書類等について、不明な点は諫早市環境政策課までお問い合わせ下さい。【TEL0957-22-1500(代表) 内線3512・3513】

注意事項

○個人の飲料用(生活用水用)としての地下水採取は、協議もしくは届出の対象ではありません。

(生活用水用の井戸であっても一部事業としての利用し、対象規模以上の揚水機の場合は、協議もしくは届出の対象となります。)

○吐出口(揚水機)が複数ある場合は、その合計をもって対象吐出口断面積といたします。

～対象となる井戸を掘削する場合の流れ～

「地下水採取
事前協議書」提出

協議・合意

「協議済書」交付

工事着手

工事竣工

30日以内

地下水採取

「完成報告書」提出

問い合わせ先

〒854-8601

長崎県諫早市東小路町7番1号

諫早市市民生活環境部環境政策課

TEL : 0957-22-1500 (内線 3512・3513)

FAX : 0957-22-2579

E mail : kankyouseisaku@city.isahaya.nagasaki.jp